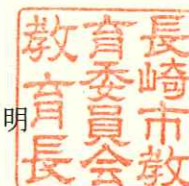


長崎市教育委員会訓令第5号

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年10月28日

長崎市教育委員会教育長 西 本 徳 明



長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
共通専決事項				共通専決事項			
1 人事に関する事項				1 人事に関する事項			
事項	専決区分			事項	専決区分		
	部長	課長	係長		部長	課長	係長
(1) ～ (6) [略]				(1) ～ (6) [略]			
(7) 職員の <u>市内等</u> 出張に伴う船車券を交付すること。			○	(7) 職員の <u>在勤地内</u> 出張に伴う船車券を交付すること。			○
[以下略]				[以下略]			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			

個別専決事項

1 教育総務部総務課に関する事項

事項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) ～ (12) [略]			
(13) 一般職の非常勤の職員を任免すること。		○	
[以下略]			

附 則

この規程は、令和8年11月1日から施行する。

個別専決事項

1 教育総務部総務課に関する事項

事項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) ～ (12) [略]			
(13) 一般職の非常勤の職員を任免すること。	○		
[以下略]			